

市町村意見とその対応について

1 概要

長野県廃棄物処理計画（第5期）素案について、市町村等へ意見照会を実施

- (1) 意見募集期間：令和2年(2020年)11月18日から12月4日まで
 (2) 意見提出方法：郵送、ファックス、電子メール

2 ご意見の提出数

2市、延べ23件

3 ご意見の概要とそれに対する考え方

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|--|--|--------|
| ①長野市 | <p>第四次循環型社会形成推進基本計画では、「家庭系食品ロス」を2030年度において2000年度比半減することを数値目標として掲げています。</p> <p>2000年度比の家庭系食品ロス量をどのように算出し、2025年度(R7)年度にどの程度削減することとするのかお示しいただきたい。</p> <p>なお、お示しいただく指標については、項目を食品ロスとするか可燃ごみとするか、また削減する量を、1人1日当たりの量とするか総量とするかはどれでも差し支えありません。</p> | <p>市町村毎に分別ルールが異なる中で、現時点で全県の食品ロス量推計は困難と考えています。</p> <p>今後、食品ロス量の調査実施市町村数を増やしていく中で、全県の食品ロス量を推計できないか検討してまいります。</p> | |
| ②松本市 | <p>(11 ページ 第2章第1節1(3)一般廃棄物のリサイクル率 県内での店頭回収等の増加)</p> <p>当該箇所では、リサイクル率が減少している一因として、県内での店頭回収等が増加していることにより、市町村での回収量が減っていることが考えられる旨の記載がされている。この記載だと背景に詳しい人しか理解できない。</p> <p>市町村で回収している資源物（リサイクル可能な品目）が、排出しやすい環境にある民間事業者の店頭回収等で収集されている実情が要因の一つであることが明確にわかる表現としてください。</p> <p>⇒ 37 ページに記載の文章の方が読み取れる文章かと思えます。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P11 |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|--|--|--------|
| ③松本市 | <p>(31 ページ 松本市の事業系ごみの内訳)</p> <p>(1)本調査結果が平成30年度の結果を使用して作成されていますが、令和元年度の調査結果がありますので、差し替えていただきたい。</p> <p>(2)タイトルが事業系ごみの内訳となっているが、家庭系ごみの内容も記載されている。整合性がないので、記載方法を検討してください。</p> <p>(3)「小売店」は「食品小売店」に修正してください。</p> <p>(4)北九州市や西宮市と比較がされていますが、両市のホームページを確認しましたが、同様の調査が実施されているのか正確に確認できませんでした。また、同様の傾向とは、何が同様の傾向かこの文章だと読み取れませんので、文章の記載方法を検討してください。</p> <p>(5)※印が省略されているので、どこの注意事項か分かりませんので、修正してください。</p> <p>(6)本市の調査結果と須坂市の調査結果を並列に記載されていますが、本市の生ごみ38.3%と須坂市の生ごみ61.6%では結果が大きく異なります。組成調査の結果の信頼性の疑義に波及しかねませんので、記載方法を検討してください。(ご存知かと思いますが、新潟市でも家庭系ごみ中の生ごみ(厨芥類)は40%程度であり、地域特性や分別区分で差はあるものの今回記載のような差が生じている状況で本市のデータを併記されるのは了承できません。)</p> | <p>(1)御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(2)御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(3)御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(4)御意見を踏まえ、削除しました。</p> <p>(5)御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(6)御意見を踏まえ、調査方法が異なることを記載しました。</p> | P31 |
| ④松本市 | <p>(37 ページ 一般廃棄物の数値目標)</p> <p>最終段落の「このことは、・・・」の文章は削除すべきである。</p> <p>そもそも、小売店等における回収ボックスは、市民が出しやすいからと言って正式に認めるべき事項ではない。事業系の廃棄物が混入するリスクや市町村による適正処理の妨げになる可能性があるにも関わらず、その設置を認めているような文章を記載されては困る。</p> <p>(11 ページとも整合性をもった文章を記載すべき。)</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P37 |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|--|--|-----------------------|
| ⑤松本市 | <p>(38 ページ 廃棄物処理計画 (第5期) における数値目標)</p> <p>家庭系ごみの1人1日当たりについて、令和7年度の推計値と目標値が据え置きになっているが、考え方には減少を目指す旨の記載がある。トレンド推計値と目標値が同じ数値で良いか。(新しい生活様式で家庭系ごみが増えると推測しているのであれば、それが明確にわかる記載とすべきである。しかし、家庭系ごみが完全に増えるかという、本市の今の傾向では何とも言えない状況である。)</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P38 |
| ⑥松本市 | <p>(44 ページ 食品ロス削減の数値目標)</p> <p>本項では、次回の処理計画策定に向けて、現在できていない県内における食品ロスの発生量を推計(把握)できる取組を記載すべきではないか。現在記載されている数値目標では、県内の発生量の把握ができない。</p> <p>⇒ 数値目標で記載しないのであれば、50 ページの食品ロスの記載に追記すべき。</p> | ①のとおり、今後、食品ロス量の調査実施市町村数を増やしていく中で、全県の食品ロス量を推計できないか検討してまいります。 | |
| ⑦松本市 | <p>(45 ページ 協働と責務)</p> <p>【市町村等】の記載に適正処理に努力とあるが、適正処理は努力ではなく行わなければならない事項だと思いますので、記載方法を検討してください。</p> <p>なお、47 ページの市町村の文章とも整合性がないので、整合を図ってください。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P45、47 |
| ⑧松本市 | <p>(48 ページ、49 ページ 現状と課題)</p> <p>(1)本市のデータを用いて事業系一般廃棄物のみ紙ごみ・生ごみの割合が高いと記載がありますが、リサイクルできるものが混入しているのは家庭系ごみも同じです。事業系一般廃棄物に限定するのは不自然ですので、修正してください。</p> <p>(2)また、松本市の結果のみを用いて県内も同様の傾向にあるというのは疑問。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P48 |
| ⑨松本市 | <p>(49 ページ、50 ページ 施策の展開)</p> <p>(1)生活系一般廃棄物とタイトルに記載がありますが、ここまで1回も出てきていないかと思います。家庭系ごみと使い分けるのであれば定義を記載すべきかと思います。</p> <p>(2)有料化に対する技術的助言は何を想定されているのでしょうか。</p> | <p>(1)御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(2)セミナー等により他自治体の有料化導入による効果等の事例共</p> | <p>P49</p> <p>P50</p> |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|---|--|--------|
| | <p>(3) 食品ロスの項目に削減に取り組む店舗を増やす等の記載がありますが、事業系の食品ロスを減らす手段の1つであって、事業系の食品ロスを減らすという明確な記述がないのは不自然です。</p> <p>(4) 家庭系の食品ロス調査に技術的支援をすると記載がありますが、市町村が実施できない理由は、人が不足していること、費用がかかること、委託できる事業者がほとんどないことだと思います。技術的支援とは何を想定しているのか不明です。</p> | <p>有などを想定しています。</p> <p>(3) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(4) 先進事例の情報提供などを想定しています。</p> | P50 |
| ⑩松本市 | <p>(58 ページ 各主体の取組)</p> <p>現4期計画では現状と課題に書かれている事項が、今回の計画では施策の展開に記載されている。例として、リユース食器の貸出は、県内でそもそも貸出をしている企業(団体)がほとんどないので、企業(団体)などの成熟もせずにもどのようにして市町村は貸し出すのか。市町村が購入することか。洗浄などの衛生的配慮はどうするのか。そもそも県として市町村に取り組むべき事項として記載するような事項かどうかは全て精査したうえで計画には記載していただきたい。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P58 |
| ⑪松本市 | <p>(60 ページ リターナブル容器)</p> <p>「回収方法は・・・」という文章は、前文とのつながりがなく唐突に出てきている。記載方法を修正すべきである。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P60 |
| ⑫松本市 | <p>(62 ページ～ 各種リサイクル法に関する記述)</p> <p>前計画では、各品目に対して各種リサイクル法の記載が明確にされていましたが、本計画ではされていません。これでは、なぜパソコンが小型二次電池と並列に項目出しされているのかわかりません。(小型家電を収集している自治体にとっては、小型家電リサイクルが良いのではないのでしょうか。)</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P62-65 |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|--|---|--------|
| ⑬松本市 | <p>(65 ページ 使用済み小型家電のリサイクル)</p> <p>市町村は回収体制の整備に努めると記載がありますが、課題として有価物であったものが逆有償となっており市町村の財源を圧迫している実情をご存知でしょうか。地域の事情を踏まえとありますが、長野県で大量に回収して有価物とできているところはないかと思しますので、そのような実情もわかる記載としてください。</p> <p>⇒当然処分費を市町村が負担すべきものではなく、その実情に応じて負担を軽減する制度設計を行うのが国ないし県なのではないか。</p> | <p>小型家電リサイクルは、法に規定する地方公共団体の責務に沿って実施に努めていただくことが求められています。</p> <p>同趣旨の御意見は他の自治体からもお聞きするところですが、今回は法の趣旨を踏まえ、記載の修正は行わないこととしました。</p> | P65 |
| ⑭松本市 | <p>(69 ページ 施策の展開)</p> <p>最終行の「リサイクル用等」とはどのような意味でしょうか。</p> <p>そもそも実施や研究に努めるのは、市町村ごとに考えるので、記載されるべき事項ではないと思います。生ごみは臭気等の問題が非常に大きいことを考えた上での文章なのではないでしょうか。</p> | 御意見を踏まえ、削除しました。 | P69 |
| ⑮松本市 | <p>(72 ページ 施策の展開 自治体での導入促進)</p> <p>住民意識の向上で家庭用指定ごみ袋のバイオマスプラスチック素材への切り替えが記載されていますが、削除していただきたい。これ以外に意識向上に有効なものがあるのではないかと。</p> <p>そもそも、バイオマスプラスチックに転換するための費用がかかることや製造している企業が少ないなど、指定ごみ袋の素材を切り替えることにハードルがあることが読み取れない。人口が多くなればそのリスクも高まっていくこととなる。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P72 |
| ⑯松本市 | <p>(79 ページ (1)家庭での食品ロス削減を呼びかけます。)</p> <p>例に「・必要以上に取り除かない」とありますが、過剰除去のことと推察されますが、それが分かる文章ではありません。分かる文章に修正してください。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P79 |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|------|---|--|--------|
| ⑰松本市 | <p>(79 ページ～ 第 6 節食品ロス削減の推進)</p> <p>(再記) 全体を通して、事業系の食品ロスを減らすという明確な記述がないのは不自然ですので、修正してください。</p> <p>(再記) 家庭系の食品ロス調査に技術的支援をすると記載がありますが、市町村が実施できない理由は、人が不足していること、費用がかかること、委託できる事業者がほとんどないことだと思います。技術的支援とは何を想定しているのか不明です。</p> | ⑨(3)(4)のとおりです。 | P79-80 |
| ⑱松本市 | <p>(90 ページ 施策の展開 (ア) 高齢者のごみ出し支援)</p> <p>(1) 本件に関して、「市町村は」という市町村が実施の主体となる文章は県が書くべき事項ではない。</p> <p>(2) そもそも高齢者なのか排出困難者なのかも文章で二転三転している。</p> <p>(3) また、高齢者が全て排出困難者であると捉えられるような記述は避けるべきである。</p> | <p>(1) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(2) 「高齢者等でごみ出しが困難な方」としました。</p> <p>(3) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> | P91 |
| ⑲松本市 | <p>(90 ページ 施策の展開 (イ) 廃エアゾール製品等の処理)</p> <p>(1) 市町村が主体の文章で穴を開けない収集運搬、安全を確保した上で処分する体制整備など、県の処理計画で具体的なことを書くべきではない。</p> <p>(2) 安全を確保した上で処分する体制整備とは例えば何なのか。</p> | <p>(1) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(2) 換気の良い場所を選ぶこと、火気や静電気の発生防止措置がされた処理施設での処理、可燃性ガス濃度測定、処理責任者による監督等の体制を想定しています。</p> | P91 |
| ⑳松本市 | <p>(90 ページ 施策の展開 (イ) 不用家電品等の処理)</p> <p>無料回収業者のみ記載されているが、民間事業者の無料回収ボックスは全く触れられていない。不用家電品だけに関わる問題ではないが、事業者が簡単に回収ボックスに入れられる環境にあるのは適正処理の妨げになるのではないのか。</p> | 御意見を踏まえ、修正しました。 | P91 |

| 区分 | 意見項目等 | 計画等における対応案 | 本文掲載箇所 |
|-------|--|--|--------|
| ②1松本市 | <p>(108 ページ～ 第 6 章循環型社会形成のために長期的取組)</p> <p>(1) ごみ処理の広域化についての計画であるが、環境省の通知文（環循適発第 1903293 号）では、県が主体性をもち市町村等の関係機関との調整等の推進、市町村の総合調整が記載されているが、本内容ではその旨が記載されていない。特に 115 ページの(5)では市町村（組合）が主体となるように読み取れるので修正していただきたい。</p> <p>(2) 上述の通知文を踏まえて県から出された通知文（31 資第 30 号）では、今後の対応の中で、市町村とのヒアリングが記載されているが、行われていない中で計画だけ策定するのか。また、令和 2 年 2 月 7 日付で県から照会のあった内容に対する市町村等からの回答は反映されているのか。</p> <p>(3) 全てのページで表番号が違うかと思えます。</p> <p>(4) 116 ページ(6)に施設集約化を伴わないごみ処理の広域化ということで、処理困難物が例示されている。令和 2 年 2 月 7 日付の照会への回答で本市が記載した内容も踏まえての文章化とお見受けしたが、施設がなくどのように広域的な処理をするのか。 （少なくとも保管施設はいるのではないか。）</p> <p>(5) 118 ページに「県内産業廃棄物最終処分場の容量が不足しているとは言えず、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではない」とされていますが、下記の現状を踏まえ、県主導による一般廃棄物最終処分場の建設について検討いただきたい。</p> <p>ア 一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、最終処分も自己処理が原則ですが、処理場の延命化や自前の処理場を確保できないなどの理由から、県内の自治体の殆どが一部又は全部を処理委託している状況にあり、運搬費用を含めた財政負担が大きくなっています。</p> <p>イ 最終処分場の設置基準は、一般廃棄</p> | <p>(1) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(2) 令和 2 年 2 月 7 日付け照会文書にて状況確認を行い、検討の枠組みに異存がないことを確認できたことから計画案としてまとめています。 また計画内容は、その際の市町村意見を踏まえたものとしています。</p> <p>(3) 御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>(4) 記載の例示においては、保管施設等の設置についても必要と史料されますが、地域の実情に応じて検討していただくことになると思います。</p> <p>(5) 廃棄物処理法上の役割分担として、一般廃棄物の処理に関しては、市町村が総括的責任を有し、その処理に必要な一般廃棄物処理計画の作成や施設の整備も市町村の責務となっており、県はそれに対して技術的援助をしていくこととされております。 従いまして、最終処分場を含む一般廃棄物処理施設の整備は、整備計画策定も含め、県が主導するよりは、地域の実情に応じて市町村等が主体となって実施することが適当と考えております。 県としましては、最新知見の情</p> | |

| 区 分 | 意 見 項 目 等 | 計 画 等 に お け る 対 応 案 | 本 文 掲 載 箇 所 |
|-------------|---|---|-------------|
| | <p>物も産業廃棄物も同じであり、県が関与して一般及び産業廃棄物の最終処分場を整備している事例があります。</p> <p>ウ 中信地区における最終処分場はひっ迫した状況にあり、県による公共関与のもと、広域的かつ循環型社会にふさわしい施設整備が望まれます。</p> | <p>報提供や国の循環型社会形成推進交付金事務における支援など、技術的援助に取り組んでいるところですが、更に具体的な御相談、御提案があれば、内容に応じて適切な支援を検討してまいりたいと思います。</p> | |
| <p>②松本市</p> | <p>(119 ページ～ 第2節 地域循環共生圏等の形成)</p> <p>本考え方だけではなく、あくまで廃掃法に基づき適正に収集運搬・処理・処分が行われるよう事業者（特に廃棄物処理業者）に周知・啓発・指導を行っていただきたい。また、その旨をきちんと本計画に明記していただきたい。</p> <p>この考え方を拡大解釈すると、廃棄物の適正処理が脅かされる可能性が出てしまう。</p> | <p>第5章にて、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止等について定めており、それを前提とした上で、長期的な目標として地域循環共生圏の形成を目指すこととしています。</p> | |
| <p>③松本市</p> | <p>(全体を通して)</p> <p>本照会は廃掃法に基づくものかと思うが、最大限市町村の意見を踏まえた計画としていただきたい。</p> | <p>御意見を踏まえ、修正しました。</p> | |